


所管部課	総務部職員課	部長	阿部晴彦			
件名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	市民部地域振興課				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、関係する11条例を一括して改正する。</p> <p>(2) 条例の主な内容</p> <p>ア 対象条例 11条例（別紙参照）</p> <p>イ 主な改正内容 会計年度任用職員の報酬、手当等に関する規定、勤務時間、休日、休暇等の勤務条件に関する規定等を追加 その他文言整理</p> <p>(3) 施行日 令和2年4月1日（法施行日と同日）</p> <p>(4) 影響及び効果 法改正の規定に基づき、制度の適正かつ円滑な実施が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年 5月 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布</p> <p>平成29年 6月 一部改正法律の運用通知</p> <p>平成29年 8月 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」通知</p> <p>平成30年10月 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版」通知</p> <p>令和 元年 6月 「会計年度任用職員制度について」東大和市議会全員協議会で説明 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>関係規則について、今後整備予定</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和元年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、関係する11条例を一括して改正する。

条例名称	主な改正内容
(1) 東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）	第21条（臨時職員の給与） 非常勤職員を削除 ※改正後の非常勤職員に対する給付については、 （5）東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例で規定 臨時的に任用された職員の給与は、職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で規則で定める旨規定
(2) 東大和市職員の分限に関する条例（昭和39年条例第16号）	第3条（休職の期間） 疾病等における休職の期間は、非常勤職員は1年を超えない範囲内の規定を追加 第4条（休職の効果） 報酬等を支給しない旨の規定を追加
(3) 東大和市職員の懲戒に関する条例（昭和39年条例第17号）	第3条（減給の効果）、第4条（停職の効果） 報酬等を減給又は支給しない旨の規定を追加
(4) 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第5号）	第2条（職員） 「嘱託員」を削除し、「会計年度任用職員」を追加
(5) 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）	条例名 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例に変更 第1条（趣旨） 会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当について規定する旨追加 第2条（報酬の額） 時間額4,000円を超えない範囲内において、職務に応じ、予算の範囲内で規則で定める旨規定 第5条（期末手当） 基準日（6月1日及び12月1日）及び支給月数（2.6月）を規定 附則 期末手当の支給月数（経過措置）について規定（令和2年度：1.3月、令和3年度：2.2月）

(6) 東大和市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第16号)	第2条 (育児休業をすることができない職員) 一定の要件を満たす会計年度任用職員については育児休業が取得可能となる旨の規定
(7) 東大和市職員互助会に関する条例 (平成5年条例第20号)	第2条 (組織及び会員) 会計年度任用職員を含めない旨の規定
(8) 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成18年条例第30号)	第3条 (任命権者の報告事項) 会計年度任用職員は報告の対象外になる旨の規定
(9) 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例 (平成20年条例第14号)	第19条 (非常勤職員等に対する特例) 非常勤職員に対する特例とし、勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、規則で定める旨規定の追加
(10) 東大和市消費生活センター条例 (平成28年条例第14条)	第7条 (消費生活相談員) 「委嘱」を「任用」に変更
(11) 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成30年条例第33号)	第2条 (職員の派遣) 「地方公務員法第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に変更

備考 条例制定順に掲載